

## 幌延町議会

第五回

(臨時会)

▼議案第一号  
工事請負契約の締結に

第五回幌延町議会(臨時会)は八月二十七日に開会され、議案一件、意見案二件を原案どおり可決し、閉会しました。議案は次のとおりです。

▼意見案第一号  
道路整備に必要な財源

ついて(建築主体工事)  
設工事の請負契約を、宮園団地特公賃住宅建  
高橋建設と二億二、〇二九万円で締結しました。

の確保に関する意見書の提出について  
定に関する意見書の提出  
▼意見案第二号  
新たな過疎対策法の制定について



## 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ ～保険料の「年金差し引き」が10月から始まる方へ～

### 被用者保険\*の被保険者(加入者本人)だった方へ

被用者保険の被保険者だった方は、長寿医療制度に加入してから9月まで、納入通知書や口座振替により保険料を納めていただいていましたが、10月からは年金から差し引かれることになります。

ただし、下記①か②のどちらかに当てはまる方は、これまでどおり納入通知書や口座振替により納めていただきます。

①年金額が年額18万円未満の方(介護保険料が年金から差し引かれていらない方)

②介護保険と長寿医療制度の保険料の合計が、介護保険料が引かれている年金額の半分を超える方

### \* 被用者保険とは？

政府管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。

市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

### 被用者保険\*の被扶養者だった方へ

被用者保険の被扶養者だった方は、長寿医療制度に加入してから9月まで、保険料のお支払いが免除されていましたが、10月からは年金から差し引かれることになります。

ただし、上記①か②のどちらかに当てはまる方は、納入通知書や口座振替により納めていただきます。

なお、保険料額は、10月から平成21年3月までの合計で2,100円です。2,100円になっていない場合は、お住まいの市町村へお問い合わせください。

\*加入した月によって、年金差し引きにならない場合があります。

詳しくは、保険料額決定通知書や保険料額変更決定通知書をご覧ください。

お問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合 電話011-290-5601
	役場町民課生活環境グループ係 電話5-1111(内線155・154)